

※内容については、6月12日現在の情報を掲載しています。
イベントなどについて、中止や延期、内容などが変更と
なっている場合がありますので、ご注意ください。

くらしのガイド

市や国、道からのお知らせ



くらしと 住まい



防災行政無線などの 情報伝達訓練を行います

実際の災害と間違われないうご注意ください。また、状況により中止することがあります。
日時 7月23日(水)14時ごろ
※放送内容などは、確認ダイヤル(☎0193)で聞くことができます。

問 総務G(☎1130)

監査結果を公表しています

監査の範囲 令和5年度に執行された補助金など

監査執行者 登別市監査委員・佐藤紀清、工藤俱二雄

執行期間 令和6年12月16日～

令和7年3月26日

※令和6年度財政的援助団体等

問 監査委員事務局

(☎9230)

監査の結果は、市役所1階市民ロビー、市公式ウェブサイトで閲覧できます。



毎月勤労統計調査 特別調査を実施します

この調査は、常用労働者が1～4人の事業所での労働者の雇用、給与や労働時間の実態を明らかにするため、7月31日(給与締切日の定めがある場合には7月の最終給与締切日)現在で実施しています。

対象となる事業所には、7月の現況調査と8月から9月にかけて、統計調査員が訪問しますので、回答をお願いします。

問 調査内容は、統計以外の目的に使用することはありません。
北海道総合政策部計画局統計課労働統計係
(☎011-204-5146)

国民年金保険料の『免除制度』と『納付猶予制度』をご存じですか

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難なとき、申請により保険料の納付を免除・猶予する制度です。

【免除制度】

保険料の免除は前年の所得に応じて行います。

	全額	4分の3	半額	4分の1
免除額	17,510円	13,130円	8,750円	4,380円
保険料	0円	4,380円	8,760円	13,130円

※一部免除は、保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除される制度です。

※一部保険料を納付しなかった場合、その期間の免除は無効となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障がいや死亡など不慮の事態が生じたとき、年金を受けることができなくなることがあります。

【納付猶予制度】

50歳未満の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

○手続きに必要なもの

基礎年金番号が分かるもの、退職(失業など)で納付が困難な方は『雇用保険被保険者離職票』または『雇用保険受給資格者証』の写しなど
※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※免除制度、納付猶予制度が承認された期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※免除制度・猶予制度は、過去2年1カ月分まで遡及して申請ができます。

問い合わせ 年金・長寿医療グループ
(☎2137)

戦没者などのご遺族へ 特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時の遺族で、4月1日時点で、公務扶料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、特別弔慰金として記名国債(額面27万5千円・5年償還)が支給されます。

対象 次の順番による先順位の遺族1人

- ①4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの父母、孫、祖母、兄弟姉妹

④それ以外の遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた3親等内の親族

請求方法 事前に電話で来庁日時を予約し来庁

※予約無く来庁した場合、手続きができません。
問 社会福祉G(☎1911)



サマージャンボ宝くじ サマージャンボミニ発売

収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

販売期間 7月11日～8月11日

抽選日 8月21日(木)

忘れずに納めましょう 納期限は7月31日(木)です

種別	問い合わせ
国民健康保険税(2期)	国民健康保健グループ(☎1771)
介護保険料(1期)	高齢・介護グループ(☎5720)
後期高齢者医療保険料(1期)	年金・長寿医療グループ(☎2137)

※スマホ決済アプリやクレジットカードでの納付では、領収書は発行されません。

※保険税や保険料の納付にお困りの方は夜間納付相談を利用ください。

日時 7月10日(木)・11日(金)19時まで **場所** 国民健康保険グループ